

令和7年5月29日開会

第779回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

< 目 次 >

議案第1号 むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について（総務課）

議案第2号 むつ市指定文化財「栗山太神楽」の指定解除について（生涯学習課）

< 事務局からの報告事項 >

報告第1号 令和6年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）
（総務課）

報告第2号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（一時捕獲）終了報告について（生涯学習課）

< その他 >

議案第 1 号

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

市長部局の再編に伴い、所要の条文改正を行うために提案するものである。

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正
する規則

令和 7 年 月 日 公布
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（令和 2 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「民生部」を「市民生活部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

むつ市指定文化財「栗山太神楽」の指定解除について

平成 14 年 1 月 11 日付けむつ市無指定第 1 号でむつ市文化財に指定した栗山太神楽について、むつ市文化財保護条例第 9 条第 4 項の規定による解除をしたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 13 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

令和 7 年 4 月 9 日付けで青森県無形民俗文化財の指定を受けた栗山太神楽について、むつ市文化財保護条例第 9 条第 4 項の規定による解除をするため、令和 7 年 4 月 18 日に開催したむつ市文化財保護審議会に諮問したところ、同日付けで解除は妥当との答申を受けたことから提案するものである。

報告第1号

令和6年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）

令和7年5月13日、市内小中学校及び市役所各課長からの推薦者について、むつ市教育委員会表彰規則に基づき受賞者を追加決定したので報告いたします。

●むつ市教育委員会表彰

市の教育行政の発展に功績のあった者を表彰し、市の教育の振興を促進することを目的として、平成7年度から継続して実施。

●表彰の範囲

むつ市教育委員会表彰表彰基準に基づき、主に、市の教育施設への備品等の寄贈者や寄附者に対して感謝状を、市内小・中学校の児童生徒のうち、スポーツ又は文化活動における優秀者に対して表彰状を授与。

●令和6年度受賞者

感謝状 9名

表彰状 102名

報告第2号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（一時捕獲） 終了報告について

令和6年7月25日付け、むつ市教育委員会指令第18号で許可した現状変更（一時捕獲）について、令和7年4月11日付け、む農林第74号でむつ市長から終了報告が提出されたことから報告するものであります。

1 許可内容

- ・市内に生息するニホンザルの群れ33群に対し、各群2頭ずつ、計66頭に発信器を装着する。

2 捕獲頭数

- ・4群4頭
発信器取り付け後、元の群へ復帰させた。